

令和6年度 人間ドック事業実施要領

1 目的

地方公務員法第42条に規定する厚生計画、地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業及び一般財団法人新潟県教職員互助会運営規則第2条に規定する厚生事業の一環として、人間ドックを実施することにより、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 対象者

人間ドックの対象者は、令和6年4月1日現在、公立学校共済組合新潟支部（以下「共済組合」という。）の組合員（短期組合員を含む）である者（以下「組合員」という。）のうち、令和6年4月1日現在の年齢が次に該当する者とする。

ただし、任意継続組合員及び休職発令中の者を除く。

対象年齢	30歳、32歳、34歳、36歳、38歳
	40歳、42歳、44歳、46歳、48歳
	50歳、51歳、52歳、53歳、54歳、55歳、56歳、57歳、58歳、59歳
	60歳以上

3 人間ドックの内容

(1) 検診機関と検査項目

別表1、別表2及び別記1を参照のこと。

なお、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく一般定期健康診断の検査項目（学校等における40歳以上の教職員について行う胃検診を含む。）は、原則受診しなければならない。ただし、治療中等で検査の一部を受診できない場合は、あらかじめ検診機関に連絡するものとする。

また、検査の結果、特定保健指導に該当した者は、原則として指導を受けなければならない。

(2) 実施期間

令和6年5月31日から令和6年11月30日まで

(3) 助成額

人間ドックに係る1人当たりの助成額は、23,600円とする。

(4) 自己負担額

ア 人間ドックに係る個人負担額は、各検診機関が定めた利用料金から上記(3)の助成額を差し引いた額とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により検診機関が検査の一部を行えない場合や、組合員が検査の一部を受診しなかった場合でも、料金の減額は行わない。

また、希望により実施する追加検査の費用等は、全額自己負担とする。

イ 組合員が、共済組合直営病院である関東中央病院及び北陸中央病院を受診するときは、当該病院から利用奨励費として一部旅費の支給があるので、利用者が確認の上、請求手続を行うものとする。

4 実施手続

(1) 申込手続

人間ドックを希望する人間ドック対象者は、本要領を確認し実施内容を了解した上で、

申込受付期間内にWeb申込受付システムにより申し込む。

(2) 承認手続

ア 共済組合は、申込みの内容を確認し、承認の可否を決定する。

イ 共済組合は所属長に対して、人間ドック承認状況一覧表（以下「一覧表」という。）を送付する。

ウ 所属長は一覧表に記載のある者を確認し、助成対象外となる休職発令中の者がいた場合は、共済組合にその旨を連絡するものとする。

(3) 追加募集

ア 人間ドック及び器官別検診事業承認者以外を対象に追加募集を行い、追加承認者がいた場合は、所属長に対して人間ドック承認状況一覧表（追加承認者分）を送付する。

(4) 受診手続

ア 組合員（以下「承認者」という。）は、Web申込受付システムにより承認結果を確認し、検診機関（受診予約が不要な検診機関を除く）に対して速やかに受診予約を行わなければならない。また、受診に当たっては、検診機関の指示に従って必要な手続を行うものとする。

イ 希望する胃検診の検査方法により、検診機関に事前の予約が必要な場合は、承認者が手続を行うものとする。（別記2参照）

ウ 承認者が人間ドックを受診するときは、所属する団体の服務上必要な手続を取るものとする。

エ 承認者が人間ドックを受診するときは、承認された検診機関に公立学校共済組合員証（保険証）を提示しなければならない。

(5) 受診日の変更

受診日を変更するときは、承認者が速やかに検診機関に連絡し、日程調整をする。

(6) 検診機関の変更

ア 検診機関の変更が認められる場合

承認後の検診機関の変更は、原則認めない。

ただし、業務の都合等やむを得ない事情により事業実施期間内に検診機関と受診日の調整がつかない場合、及び検診機関において予定の人間ドックを実施しない場合は変更可能とする。

イ 検診機関の変更手続

① アに該当する承認者（以下「検診機関変更者」という。）は検診機関を変更する旨、共済組合に連絡し、共済組合の承認を得る。

② 検診機関変更者は変更前後の検診機関へ、受診の取りやめ及び受診の予約についてそれぞれ連絡する。

③ 検診機関変更者は、人間ドック検診機関変更届（様式2）により、変更の結果等を共済組合へ報告する。

(7) 受診の辞退

承認者は、人間ドックの受診を辞退するときは、速やかに検診機関及び所属長に受診の取りやめを連絡し、人間ドック受診辞退届（様式3）を共済組合に提出しなければならない。

(8) 特定保健指導利用方法の変更

特定保健指導該当者は、特定保健指導の利用方法を変更するときは、速やかに共済組合に特定保健指導利用方法変更届（様式4）を提出しなければならない。

5 承認の基準

(1) 承認者数（定員）

人間ドックの定員を9,500人とする。

ただし、申込者数が承認者数（定員）を超えたときでも、共済組合の判断により承認する場合がある。

(2) 「定員あり検診機関」の受診承認

検診機関が受診人数を制限しているときは、当該検診機関を希望する者の中から年齢の高い順に承認する。このとき承認されなかった者のうち、「一般検診機関」での受診希望も申し込んでいた者は、その「一般検診機関」で承認する。

6 サービスの取扱い

(1) 県立学校及び県教育庁、教育機関に在籍する者

ア 人間ドックは、一般定期健康診断に代えて実施するものとし、厚生計画で定めるところにより、受診（受診の結果必要とされた精密検査を含む。）及び検診機関への往復に要する時間は、職務に専念する義務を免除する。

人間ドック終了後は、速やかに職場に復帰しなければならない。

イ 精密検査後の追加検査や診療は、年次休暇又は病気休暇の手続が必要となる。

また、私費で受診する人間ドックは、年次休暇の手続が必要である。

(2) 市町村立学校及び県立大学等の(1)以外に在籍する者

市町村教育委員会等各事業者が定める取扱いによる。

7 受診結果の取扱い

(1) 県立学校及び県教育庁、教育機関に在籍する者

ア 人間ドックは一般定期健康診断に代えて実施するので、承認者は、検診機関から検査結果を受け取ったときは、速やかに健康管理上必要な検査結果（H I V感染症、B型肝炎等の感染症情報及び色覚検査等の遺伝情報を除く。）を所属長に提出しなければならない。

イ 所属長は検診結果を確認し、必要な健康管理上の手続を行うものとする。

ウ 検診後の取扱いについては、福利課が年度当初に通知する「人間ドック受診者の健康管理について（通知）」を参照すること。

(2) 市町村立学校及び県立大学等の(1)以外に在籍する者

市町村教育委員会等各事業者が定める取扱いによる。

8 個人情報の取扱い

(1) 利用目的

本事業により取得した個人情報は、組合員の健康管理事業に利用する。

(2) 利用する個人情報

本事業により利用する個人情報は、申込書に記載された情報及び受診した検診機関から共済組合に提出される検診結果の一切の情報とする。ただし、H I V感染症、B型肝炎等の感染症情報及び色覚検査等の遺伝情報は除く。

(3) 個人情報の保護

本事業により利用する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び公立学校共済組合個人情報保護規程（平成30年10月23日全部改正）、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等に基づき適正に管理する。

(4) その他

事業者から、検診後の保健指導、統計資料作成など組合員の健康づくりに活用することを目的とした情報提供を求められた場合は、組合員番号、所属コード、氏名、生年月日、検診機関、受診結果判定区分等にかかる個人情報を提供する。

9 組合員資格の喪失に伴う手続

承認者が年度途中で組合員の資格を喪失したときは、次によること。

- (1) 年度途中の人事異動や退職で組合員資格を喪失したときは、喪失後に人間ドックをできないものとする。ただし、承認者が人事異動後において一般財団法人新潟県教職員互助会の継続会員になる場合や再就職等で新たに組合員資格を取得した場合は除く。
- (2) 承認者は、速やかに検診機関及び所属長に受診の取りやめを連絡し、人間ドック受診辞退届（様式3）を共済組合に提出しなければならない。

10 休職に伴う取扱い

(1) 申込みの制限

休職発令中の者は、人間ドックを申し込むことができないものとする。

なお、休業中の者は人間ドックを申し込み、受診することができる。

(2) 承認後の制限

承認者が、人間ドックを未受診のまま休職発令を受けたときは、人間ドックを受診できないものとする。この場合、承認者は4(7)「受診の辞退」に準じて手続するものとする。ただし、当該承認者が3(2)に定める事業実施期間内に復職した場合は、人間ドックを受診することができる。

11 助成対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合、当該事業の助成対象とならない。

- (1) 3(2)に定めるドックの実施期間外（実施期間前又は実施期間後）に受診した場合
- (2) 承認者が、組合員資格を喪失した後に受診した場合
- (3) 承認者が、休職発令中に受診した場合
- (4) 承認された検診機関と異なる検診機関で受診した場合（検診機関の変更が認められた場合を除く）
- (5) 所属への受診結果の提出を拒否した場合
- (6) 理由なく、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく一般定期健康診断の検査項目（学校等における40歳以上の教職員について行う胃検診を含む。）の一部又は全部を受診しない場合

12 その他

その他、本事業の実施に当たって必要な事項は公立学校共済組合新潟支部長が定める。